

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可しました。

令和七年六月六日

奈良県知事 山下 真

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
山村 純	桜井市	檀原市膳夫町五四番及び五七番一
山村 純	桜井市	檀原市高殿町一五番一及び一八番一 檀原市別所町二九番

二 認可年月日

令和七年五月二十九日